

事務連絡

平成21年7月24日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部

「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の公表について

新型インフルエンザ対策に多大なるご尽力をいただいております。

「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の範囲について、平成21年5月22日に政府の新型インフルエンザ対策本部が決定した「基本的対処方針」及び平成21年6月19日に厚生労働大臣が改定した「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」を踏まえ、基本的対処方針の一（二）に基づく「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の公表について、公表方法を下記のとおりとします。

これらの地域においては、感染の急速な拡大や大規模な流行への発展を回避するための措置を、自治体、医療機関、事業者や関係団体と連携・協力し、国民の協力を得ながら行うこととなります。

該当する地域の住民・事業者の方々には、国・自治体が講じる新型インフルエンザ対策への理解と協力を求めます。

記

第1 「患者や濃厚接触者が活動した地域等」の公表方法について

1 対策地域のグループ分けの廃止について

運用指針の改定により、これまで行っていた感染者・患者の発生した地域を大きく「感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域」と「急速な感染者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域」の2つのグループに分ける運用が廃止されましたので、今後の「地域等」の公表に当たっては、これら対策地域のグループ分けの公表

やこれらの対策地域に該当しなくなった旨の公表は行わないこととします。

2 公表の対象について

基本的対処方針の一（二）に基づく「患者や濃厚接触者等が活動した地域等」（以下「地域等」という。）は、従来、この「地域等」については、積極的疫学調査により、患者や濃厚接触者が活動したことが判明した地域等を包含する区域（市区町村等）としていましたが、今後は、我が国でも患者数の大幅な増加が起ころうという前提に立って、6月19日に改定された「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（以下「運用指針」という。）を踏まえ、全ての患者ではなく、集団発生を可能な限り早期に探知し、感染の急速な拡大や大規模な流行への発展の回避を図る観点から、集団発生の場合について保健所に届出があった場合に当該地域を、この「地域等」として発表することとします。

3 公表の頻度について

各自治体からの届出を厚生労働省においてとりまとめ、厚生労働省ホームページ等において原則として週1回公表を行うこととします。

4 施行時期について

本事務連絡による「地域等」の公表方法に係る変更は、集団発生の早期探知のための体制に移行する7月24日以降適用することし、各自治体からの届出をとりまとめた時点において、本事務連絡に基づく「地域等」の公表を行うこととします。

第2 その他

今後、我が国では、秋冬に向けて新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者数が増加していくことと予想されるところ、運用指針においては、そのサーベイランスのあり方について、「感染拡大の早期探知の取組を停止し、定点医療機関における発生動向の把握等に特化するとともに、病原性や薬剤耐性などの変化を見るため病原体サーベイランスを継続するなど、状況に応じた対応を行う」と規定され、医師の届出のあり方についても適時見直しを行うこととされております。そうした見直しを踏まえ、「地域等」の公表のあり方についても適時見直しを行うこととします。

以上